

愛と和平の継続的な交流のために
～琉球漂流民殺害事件と「台湾有事」～
For the Continuous Exchange of Love and Peace
～ The "Mudan Incident" and The "Taiwan Contingency"～

宮川 耕次
MIYAKAWA Koji

Abstract

In 1871 (Meiji 4), a group of people from Miyakojima in the Ryukyu Islands were shipwrecked and washed ashore in southern Taiwan, where they were brutally killed by the indigenous Paiwan people.

This incident and the subsequent deployment of Japanese troops to Taiwan in response, are collectively referred to as the "Mudan Incident."

This paper focuses specifically on the former event, examining the process by which the victims' descendants and those of the perpetrators engaged in dialogue, exchanged apologies, and offered mutual forgiveness, ultimately achieving a historical reconciliation rooted in "love and peace."

Amidst recent concerns regarding a potential "Taiwan contingency" and ongoing Japan-U.S. efforts to strengthen Self-Defense Force capabilities in the Ryukyu and Sakishima Islands, I have examined the reconciliation initiatives surrounding this incident, aiming to foster mutual love and peace for a future of coexistence.

keyword

Mudan Incident, historical reconciliation, invasion of Asia, Taiwan contingency, love and peace

はじめに

この論考は、琉球漂流民殺害事件(＝牡丹社事件)¹という、史実(台湾の蕃社に迷い込み殺害された琉球漂流民殺害事件とこれを口実に日本政府が台湾出兵をしたこと)を踏まえて、国や県レベルというより市や郷(きょう)²など基礎自治体レベルを主体とした歴史的和解への取り組みの成果を今後も存続させるため、いま流布されている「台湾有事」など東アジア情勢を含めて、その課題への対応を考察するものである。

1、琉球漂流民殺害事件（＝牡丹社事件）のあらまし

1871（明治4）年11月、宮古島から琉球王府への貢祖を納めた船の一艘が、帰路台風に遭い、台湾の東南海岸八瑤湾（はちようわん）に漂着した。船には総勢69名の琉球島民が乗り込んでいたが、上陸の際三名が溺死し（異説あり）、実際に上陸できたのは、66名であった。彼らは、「蕃社」（社は集落の意）に迷い込み、原住民によって惨殺された。生存者12名は、現地の漢族によって救助され、福州、長崎を經由して帰島した。この報に接した明治政府は、1872年に強硬に「琉球藩」を設置した。次いで、1874年に閣議で「台湾出兵」を決定して、台湾蕃地事務局を設置し（長官は大隈重信）、国内外の反対により一旦中止を決めるが、都督西郷従道（ととく）を中心に台湾への派兵を強行した。この出兵に抗議した清国と交渉を進めて協定を結び（日清互換條款）、日本は、撤兵と引き換えに清国が賠償金を支払うこと、そして出兵は日本の属領民が殺害されたことに対する義挙でありとを清国に認めさせた、いわゆる「琉球処分」の契機となす事件」（図1）である。

(図1) 19世紀末の恒春半島と牡丹社事件の関係図



「牡丹社事件 マブイの行方」 p65

この事件は、当時の日本と琉球において、東アジアをめぐる大きな転換点となった。

まず、「台湾出兵」は、日本政府による初の東アジアへの侵攻という事態である。また、琉球の

¹大浜郁子 「琉球漂流民事件」 について
『歴史と地理 日本史の研究 (240)』 第 662 号 抜刷 山川出版社 2013 年 p24-25

² 中華民国（台湾）の地方行政区画の1つ、県の下に置かれる基礎自治体のこと

帰属問題がからんでおり、1879 年「琉球処分」という琉球の併合が強行されたことである。

その後、日本の台湾占領(1895 年～1945 年)が 50 年間続き、主権や土地権などが否定され、さらに日本同化政策などが行われた。

1945 年日本の敗戦により、中華民国は戦勝国となり、蒋介石率いる中国国民党の支配下に入った。しかし、1949 年に毛沢東率いる中国共産党に敗れ、この政府は台湾へ移転し、現在も実効支配している。

戦後から 1980 年代頃まで、中華民国の政策が行われ、土地の国有化の継続、徴兵制の適用、貧困による都市への人口流出、下層労働者化、性の商品化、中国化政策などが進められた。

2、双方の歴史的和解への取組み

2025 年 4 月、台湾の原住民は約 61 万 6 千人、16 種族のうちパイワン族(牡丹郷など)は 2 番目に当たる約 11 万人という。³台湾南部に暮らすオーストロネシア語族である。首長層と平民層から成り、恒春半島の端っ子に位置する。半数以上が都市圏に居住。

下記に、双方の取り組みの略年表を示した。(沖縄の本土復帰以降)

- ・1974 年 又吉盛清氏 初の牡丹郷訪問、墓参。その後宮古の市町村などを含む墓地の改修への組織的活動などを開始。
以前から、台湾の客家たちによる墓管理などがなされてきた。
- ・1993 年 世界の先住民の国際年
- ・1994 年 憲法で先住民族を「原住民族」と公的に定義。
- ・2003 年 「牡丹社事件についての市民向けパネル展」 政府 蕃族研究実施
- ・2004 年 11 月 130 年記念国際シンポジウム開催。同シンポジウムで、華阿財氏が 沖縄・宮古交流訪問を提案
- ・2005 年 原住民族基本法成立⁴
- ・2005 年 5 月 林傑西牡丹郷長一行が、「愛と平和の世紀の大和解」を掲げ、来沖。那覇での墓前祭などの挙行。
宮古島で伊志嶺亮平良市長と林傑西牡丹郷長が「和解」の提案・合意。「愛と平和の世紀大和解」の座談会の開催。
- 10 月 宮古島市が合併成立(平良市、城辺町、下地町、伊良部町、上野村)

³ 行政院原住民族委員会(台湾)2020 年

⁴ 原住民族基本法

台湾の原住民がもつ固有の権利を認め、文化、教育、言語、土地、医療などを守ることを目的。

- ・2007年12月 牡丹郷で「愛と平和の記念碑」(石像)除幕。宮古島市にも寄贈。宮古島では下地中学校に建立。
- ・2023年3月 カママ嶺公園に記念碑を移設、台湾からも牡丹郷長ら交流団も来島。
- ・2024年8月 事件から150年を記念して、大城裕子教育長らが、台湾での式典に参加。
11月 宮古島市の座喜味一幸市長と藩壯志牡丹郷長が交流協定に署名(図2)
- ・2026年9月 宮古島のカンカカリャ(シャーマン)らが琉球藩民の墓などで祈願

この事件については、先住民族の国際年などを契機に、当事者たちが主体的に関わる中で新しい見方や考え方が反映されてきた。その後牡丹社や高士族などの人々の必死な努力と研究活動などにより、さらに沖縄県内や宮古島の関係者の努力、内外の研究活動など、当事者間の話し合いによって大きな前進を見たといえる。

2004年、台湾牡丹郷で開かれた国際シンポジウムで、又吉盛清氏は、「台湾出兵では沖縄からも3人の巡査が派遣されていた、以来沖縄は日本政府の戦争に巻き込まれ、加害者の立場におかれた。」と謝罪した。これに、林傑西郷長からも謝罪があった。こうした経緯を経て、2005年の「世紀の和解」の旅へとつながった。⁵

2005年5月、林郷長と伊志嶺亮市長と和解について正式に提案・合意した。

その後も、当事者及び郷や市による多様な活動、謝罪・許容のやり取りが、重ねられた。つまり、自らの手作りによる和解の実現である。2023年には、「愛と平和の碑」(石像)が市街地が拓けるカママ嶺公園に移設され、披露された。翌年から、両者のシャーマン間の祈りと交流も始まった。

3、「愛と平和」の交流継続のために

琉球漂流民殺害事件から150年を迎えた2024年、宮古島市と牡丹郷との「愛と平和」の歴史的和解が、厳かに協定締結された。画期的な出来事である。

今後この交流を持続していくために、どのような課題が残されているのだろうか。

その一つに、宮古島における事件の当事者以外の市民や研究者が、広く議論を深め、理解

していく作業が残されているように思われる。なぜなら、これまで加害者側とされる牡丹郷側の主体的な取組みがリードする形で行われてきたからである。そのこと自体は大きな成果



(図2) 交流協定に関する覚書署名式(宮古島市)

2024年11月08日 宮古新報

⁵ 「東アジアの沖縄」琉球新報 2023年10月14日

であり、先駆的な出来事であった。

一方、これまで当事者以外の宮古島市民は、台湾遭難者の慰霊碑も那覇にのみあり、直接に触れる機会が少なかった。研究も少なかった。その意味では、今回この新たな記念碑の存在も加わり、シンポジウムなどの学びの場の設定や行政による具体的な施策が求められている。そのことによって、この交流も深く強固なものになり、継続していくことと思われる。また、これまで課題といわれた日本政府による謝罪と和解の課題は、残されたままである。

4、「台湾有事」と宮古島

宮古島では、2019 年から陸上自衛隊の宮古駐屯地が開設され、ミサイル部隊などが置かれている。島での日米共同訓練などでは、米軍が加わるなど、いわゆる国の「南西シフト」としての機能が強化されている。これは、中国の海洋進出や台湾有事などが念頭に行われているもので、先に与那国島（2016 年）、石垣島（2023 年）など先島でも同様である。また、この動きは鹿児島島の奄美大島（2019 年）、沖縄地区での展開とも連動している。

ところで、近年「台湾有事」という言葉が流布するようになり、島民に危機感を与えている。

それには、2021 年 3 月に当時の米インド太平洋軍司令官のフィリップ・デービットソンが、「今後 6 年以内に中国が台湾を侵攻する可能性がある」と述べたことに端を発するという。そこから「2027 年侵攻説」が、まことしやかに流布された。しかし、2026 年 3 月、米国家情報長官室は年次報告書でその説を否定する見解を示している。⁶にもかかわらず、日本ではこの説が宣伝され続けている。

とりわけ、昨年 11 月の高市早苗首相の「台湾有事」についての「存立危機事態になる」との発言は、一線を越えた発言ともいえる。

いま宮古島（先島地区でも）では、第 2 次大戦の時行われた九州、台湾への疎開という先例もあってか、沖縄県が進める国民保護法⁷と連動した、九州各県、山口県などへの避難計画を決定し、その準備を進めている。これに対し、地元の住民団体・宮古島市民が島に住み続ける権利を求める会は、強制移住ではないか、島が攻撃にさらされるのではないかなど、この避難計画への疑念から、今年 3 月から署名活動を繰り広げている。

さて、台湾有事に関しては、これまでも数回危機が叫ばれてきた。五十嵐隆幸は、米国の現状維持政策や冷静かつ粘り強い抑止と危機管理で危機をのりこえてきたと指摘する。⁸

⁶ 五十嵐隆幸 台湾有事 中公新書 2026 年 p318-319

⁷ 国民保護法 外国からの武力攻撃や大規模なテロなどから国民の命と財産を守る法律、2004 年成立。

⁸ 前掲 6 p312-314

むすびに

牡丹郷と宮古島市の交流協定の内容は、教育・文化、観光・旅行、産業推進の3つの分野で進めていくことが謳われている。

これまで、宮古島市でも市町村間の国際交流については、取り組んできた。台湾では基隆市と姉妹交流をしている。引き続きこうした市町村はじめ各種市民交流のネットワークの構築を図ることが、望まれる。

学術研究においては、これまで事件にまつわる事象を中心に進められてきた感がある。これからは、双方の文化や神話、民族宗教などの分野の比較、共同の研究も重要だと思われる。オーストロネシア語族といわれるパイワン族の古層文化、沖縄・宮古などの先史文化などの比較検討もその一つであろう。また創世神話において、台湾原住民族では世界の創造が語られることがなく、宇宙は既に存在していて人類の起源を扱うものが多いという。⁹また、パイワン族の伝説に、「蛇神に嫁入りした娘」があり¹⁰、宮古島の漲水御嶽の人蛇婚伝説のモチーフに類似している。蛇神を敬う信仰心が共通しているようで、興味深い。

一方、沖縄県では、2024年から「地域外交」を進めている。「自治体交流」の枠から地域外交という踏み込んだ政策の提唱である。琉球が中継貿易で、15世紀に自らを「万国津梁^{ばんこくしんりょう}の国」（世界の架け橋）として位置づけたのにちなんで、国際交流と平和創造の拠点となり、わが国への貢献、アジア・太平洋地域の安定と国際社会の課題解決を、めざしている。

宮古島市と牡丹郷との「愛と和平」の交流は、大枠でこれと同じ方向をめざすものと捉えており、沖縄県との連携協力、牡丹郷の広域圏に当たる屏東県などとの連携協力と合わせて、地方自治を広範に取り組むことを期待したい。

参考文献

『大日本帝国植民地下の琉球沖縄と台湾』又吉盛清 同時代社 2018年

『牡丹社事件 マブイの行方 日本と台湾、それぞれの和解』平野久美子 集広舎 2019年
「琉球漂流民殺害事件」について 大浜郁子

『歴史と地理、日本史の研究 (240)』山川出版社 2013年

「重層化する記憶の場＜牡丹社事件＞コメモレイションの通事的考察」宮岡真央子

『文化人類学』81巻第2号 2016年

⁹ 神々の物語 草風館 2006年 p463-464

¹⁰ 小林保祥 パイワン伝説集 台湾原住民資料叢書2 1998 p1-5